

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和6年6月定時評議員会

令和6年6月25日(火) 午前9時30分

豊田市民文化会館 会議室 A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議決事項

議案第1号 令和5年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について

議案第2号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について

議案第3号 公益財団法人豊田市文化振興財団理事の選任について

議案第4号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則について

5 報告事項

令和5年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業報告について

6 そ の 他

令和6年度 議案第1号

令和5年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について

上記の議案を提出する。

令和6年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第12条第2項の規定に基づき、令和5年度決算の承認を得たいからである。

令和6年度 議案第2号

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について

上記の議案を提出する。

令和6年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、評議員の辞任に伴い、定款第17条第1項の規定に基づき、後任の評議員を選任したいからである。

辞任評議員

氏名	所属・役職等	備考
稲垣博貴	一般社団法人豊田青年会議所 直前理事長	令和6年6月25日 辞任
小玉寿仁	トヨタ自動車株式会社 前総務部長	令和6年6月25日 辞任
安田明弘	前豊田市副市長	令和6年6月25日 辞任

評議員候補者

氏名	所属・役職等	備考
植松良太	トヨタ自動車株式会社 総務部 担当部長	令和6年6月25日 就任
鈴木聖人	一般社団法人豊田青年会議所 理事長	令和6年6月25日 就任
辻邦恵	豊田市副市長	令和6年6月25日 就任

任期：前任者の残任期間（令和9年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで（3年））

令和6年度 議案第3号

公益財団法人豊田市文化振興財団理事の選任について

上記の議案を提出する。

令和6年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、理事の辞任に伴い、定款第29条第1項の規定に基づき、後任の理事を選任したいからである。

辞任理事

氏名	所属・役職等	備考
大野 聡 士	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 前室長	令和6年6月25日 辞任
山田 竜 一 郎	公益財団法人あすて 常務理事	令和6年6月25日 辞任

理事候補者

氏名	所属・役職等	備考
石 崎 正 樹	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 室長	令和6年6月25日 就任

任期：前任者の残任期間（令和7年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで（1年））

令和6年度 議案第4号

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用
に関する規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和6年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、情勢との適応及び他との均衡を考慮し、常勤役員の報酬額等を改正するほか、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）評議員 定款第16条に規定する者をいう。
- （2）役員 定款第28条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員 理事のうち、財団の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- （6）費用 評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費及び常勤役員の通勤手当をいう。

第3条第4項中「非常勤役員」を「理事長及び副理事長以外の非常勤役員」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同一日に評議員会、理事会及び監事会のうち2以上の会議に出席した場合にあっては、1日分の報酬を支給するものとする。

第4条に次の1項を加える。

- 4 月の途中において就任又は退任をした理事長及び副理事長の報酬の額は、当該月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

第5条中「前2条」を「前2条の規定」に改める。

別表第1中「431,800円」を「433,000円」に改める。

別表第2中「115」を「117.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、議決の日から施行し、改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

- 2 この規則の施行前に改正前の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定に基づいて既に役員に支払われた適用日以後の報酬は、改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定による報酬の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の新旧
対照表

旧	新
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 評議員とは定款第16条に規定する者をいう。	(1) 評議員 定款第16条に規定する者をいう。
(2) 役員とは、定款第28条に規定する理事及び監事をいう。	(2) 役員 定款第28条第1項に規定する理事及び監事をいう。
(3) 常勤役員とは、理事のうち、財団の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。	(3) 常勤役員 理事のうち、財団の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
(4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。	(4) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。	(5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
(6) 費用とは、評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費及び常勤役員の通勤手当をいう。	(6) 費用 評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費及び常勤役員の通勤手当をいう。
(報酬等の支給)	(報酬等の支給)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 非常勤役員の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事会出席の都度、定額を支給する。ただし、理事長及び副理事長については、この限りでない。	4 理事長及び副理事長以外の非常勤役員の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事会出席の都度、定額を支給する。ただし、同一日に評議員会、理事会及び監事会のうち2以上の会議に出席した場合にあっては、1日分の報酬を支給するものとする。
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
(報酬等の額)	(報酬等の額)
第4条 (略)	第4条 (略)

2 (略)

3 (略)

[追加]

第5条 前2条にかかわらず、評議員等が豊田市職員である場合は、報酬等を支給しない。

別表第1 (第4条関係)

区 分	報 酬 の 額
評議員	日額 8,000円
常勤役員	月額 431,800円
理事長	月額 65,000円
副理事長	月額 63,000円
理事長及び副理事長以外の非常勤役員	日額 8,000円

別表第2 (第4条関係)

区 分	賞 与 の 額
6月	報酬月額に100分の115を乗じて得た額
12月	報酬月額に100分の115を乗じて得た額

2 (略)

3 (略)

4 月の途中において就任又は退任をした理事長及び副理事長の報酬の額は、当該月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

第5条 前2条の規定にかかわらず、評議員等が豊田市職員である場合は、報酬等を支給しない。

別表第1 (第4条関係)

区 分	報 酬 の 額
評議員	日額 8,000円
常勤役員	月額 433,000円
理事長	月額 65,000円
副理事長	月額 63,000円
理事長及び副理事長以外の非常勤役員	日額 8,000円

別表第2 (第4条関係)

区 分	賞 与 の 額
6月	報酬月額に100分の117.5を乗じて得た額
12月	報酬月額に100分の117.5を乗じて得た額